

会議の公開・非公開について

◇ 大阪府「会議の公開に関する指針」(抜粋)

3 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

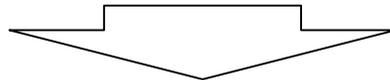
4 公開・非公開の決定

審議会の会議の公開・非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って行うものとする。

◇ 大阪府情報公開条例

(会議の公開)

第三十三条 実施機関は、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保するため、府民、学識経験のある者等で構成され、府の事務について審査、審議、調査等を行う審議会等の会議の公開に努めなければならない。



本会議は、「合議制の会議」ではないが、「府民、学識経験者等で構成されており、その場における発言内容等が、推進本部会議の施策・計画の立案や執行過程などで重要な役割を果たしていることから、大阪府情報公開条例第33条「会議の公開」の趣旨を鑑み、会議は、原則「公開」とする。

ただし、今後、会議の内容によって、非公開にすべき事案が発生したときは、その都度、会議に諮って確認することとする。